

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

県庁舎建設費

○監査公表七件

福島県監査委員

監査公表第 1 3 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成20年 8 月12日

福島県監査委員 小松山 善 美
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

1 監査実施期間 平成20年 5 月22日～平成20年 6 月10日

2 監査対象機関 公所27箇所

3 監査の結果

監査は、平成19会計年度の財務に関する事務(耶麻農業高等学校、西会津高等学校、川口高等学校及び南会津警察署は、平成18会計年度及び平成19会計年度の財務に関する事務)について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成20年 5 月26日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年 4 月16日

大阪事務所	平成20年 5 月22日	小松山善美	野崎 直実	実地監査	平成20年 4 月15日
北海道事務所	平成20年 5 月26日	小松山善美	野崎 直実	書面監査	平成20年 4 月17日
名古屋事務所	平成20年 5 月22日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年 4 月15日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・前渡資金により郵便切手を購入したが、前渡資金精算書の作成及び出納機関の確認がなされていない。(大阪事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
原子力等立地地域振興事務所	平成20年 5 月28日	加藤 雅美 高野 宏之	実地監査	平成20年 4 月23日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
衛生研究所	平成20年 6 月10日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年 5 月13日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
中央児童相談	平成20年 6 月10日	加藤 雅美 野崎 直実	実地監査	平成20年 4 月24日

所					
県中児童相談所	平成20年 6月10日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年 4月17日
浜児童相談所	平成20年 5月29日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年 4月23日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
郡山高専技術専門学校	平成20年 5月26日	小松山善継 野崎 直実	書面監査	平成20年 4月22日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・行政財産の使用許可に伴う管理経費の算定に適切でないものがある。

「事実」

行政財産の使用許可に伴う管理経費の算定に当たっては、使用量を計量器（子メーター等）により把握できる場合は、事業者からの請求金額を使用量で按分して算定するとされているにもかかわらず、任意団体甲の設置した自動販売機（6台）の管理経費（電気料）については、基本料金分については定額とし、さらに、消費税等相当額を含む電力量料金分については、使用量で按分した後更に更に消費税等相当額を加算して管理経費を算定したため、平成19年度合計（12か月分）で差引137,913円が徴収不足となっている。

「是正・改善等の意見」

管理経費の算定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

（郡山高専技術専門学校）

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・社団法人乙が実施する溶接技能者評価試験に伴う行政財産の使用許可に当たり、使用料の免除規定に該当しないにもかかわらず、使用料を免除している。（郡山高専技術専門学校）

(6) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日	
県北流域下水道建設事務所	平成20年 6月10日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年 4月17日
県中流域下水道建設事務所	平成20年 5月26日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年 4月22日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・通勤手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

職員Aの通勤手当について、年次有給休暇（平成19年10月10日から11月2日）及び病気休暇（平成19年11月5日から平成20年1月25日）の取得があり、通勤の事実がないことから、既に支給済みの11、12月分手当額に返納額が生じたが、手続がなされなかったため過支給となっている。

正当支給額 59,940円
既支給額 170,970円
過支給額 111,030円

「是正・改善等の意見」

通勤手当の支給に当たっては、支給要件、算定方法を十分に確認の上、適正に行うこと。

（県北流域下水道建設事務所）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日	
博物館	平成20年 5月26日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年 4月17日
福島明成高等学校	平成20年 6月10日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年 4月18日
福島工業高等学校	平成20年 6月10日	加藤 雅美	野崎 直実	実地監査	平成20年 4月24日

郡山北工業高等学校	平成20年 5 月26日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年 4 月23日
会津工業高等学校	平成20年 5 月28日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年 4 月23日
耶麻農業高等学校	平成20年 5 月29日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年 4 月23日
西会津高等学校	平成20年 5 月29日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年 4 月24日
川口高等学校	平成20年 5 月29日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年 4 月23日
会津農林高等学校	平成20年 5 月28日	小松山善継	野崎 直実	実地監査	平成20年 4 月22日
平工業高等学校	平成20年 5 月29日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年 4 月16日
磐城農業高等学校	平成20年 5 月29日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成20年 4 月24日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指導事項

- ・ 授業料収入が遅延しているものがある。

〔事実〕

高等学校授業料については、前回（平成18年度分）の監査時において納期限を3か月以上遅延しているものが38件、447,000円あったが、平成19年度においても、職員調査日現在で納期限を3か月以上遅延しているものが60件、576,000円と、件数、金額ともに増加しており、改善が図られていない。

〔是正・改善等の意見〕

「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、校内体制を一層強化して授業料の徴収促進に努め、未納解消を図ること。

（会津農林高等学校）

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 過納金の還付時期が大幅に遅延（3か月以上、480,000円）している。（福島県立高等学校）
- ・ 授業料収入が遅延（3か月以上、31件345,600円）している。（福島工業高等学校）

等学校)

- ・ 産業医調礼金の支払いが遅延（3か月以上、28,200円）している。（福島工業高等学校）
- ・ 在校生に係る平成19年4月分の授業料調定において、免除を見込んで47名分451,200円を調定していない。（郡山北工業高等学校）
- ・ 消防設備保守点検業務委託について、見積り依頼の通知において対象設備の数量を明示せずに見積書を徴取し、契約書にも明記しておらず、また、同委託の一部に履行確認が不十分なものがある。（会津農林高等学校）
- ・ 購入した劇物の一部が消耗品出納簿に記載されており、製作品に係る購入原材料が原材料出納簿に記載されてなく、一部の原材料を除き補助出納も行われていない。（磐城農業高等学校）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
郡山北警察署	平成20年 5 月28日	小松山善継	野崎 直実	実地監査 平成20年 4 月15日
会津若松警察署	平成20年 5 月26日	小松山善継	野崎 直実	書面監査 平成20年 4 月18日
南会津警察署	平成20年 5 月26日	小松山善継	野崎 直実	書面監査 平成20年 4 月24日
南相馬警察署	平成20年 5 月28日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査 平成20年 4 月22日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 署長公舎入居料の算定が適切でなく、過大徴収（平成19年度合計で16,550円）となっている。（郡山北警察署）
- ・ 職員に対する扶養手当が不足支給（2人26,000円）、特殊勤務手当が過支給（1人780円）となっている。（郡山北警察署）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第 1 4 号

平成20年 5 月16日監査公表第 9 号により公表した監査結果について、地方自治法（昭

和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年 8 月12日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 財 第 701 号
 平成20年 5 月28日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

定期監査の結果に係る措置状況について (通知)
 平成20年 4 月30日付け20福監第25号で報告のありましたことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査対象
 女性のための相談支援センター
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘事項) ・支出事務において、内部牽制が機能していない。</p> <p>〔事実〕 平成17年度に係る一般廃棄物処理業務委託について契約を行ったが、支出負担行為及び支出手続きを行わないまま出納整理期間が経過したため、平成17年度による支払が不能となり、平成19年 1 月19日に過年度支出している。 契約金額 259,200円 契約期間 平成17年 4 月 1 日 ～平成18年 3 月31日</p>	<p>負担行為漏れなどを防止するため、年度当初において、契約相手方ごとに契約から各期 (月) 別支払いまでの年間計画表を作成し、事務担当者及び管理職員が相互にチェックすることにより、組織としての内部牽制体制の強化を図り、今後とも適正な事務処理に努めてまいります。</p>

監査公表第 1 5 号

平成20年 5 月16日監査公表第 9 号により公表した監査結果について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年 8 月12日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 教 財 第 121 号
 平成20年 5 月30日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 閣

定期監査の結果に係る措置状況について (通知)
 平成20年 4 月30日付け20福監第25号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。
 石川養護学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(支出時期) 委託料の支払時期に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 平成17年度の消防用設備保守管理業務委託契約について、年 2 回の点検終了後に各157,500円を支払う契約としているが、2 回目の点検を平成18年 1 月24日に実施し、当日履行確認しているにもかかわらず、平成18年 6 月 9 日に過年度支出している。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり内部牽制機能強化を図りました。</p> <p>支出事務にあたり、事務処理チェック機能が働いていなかったため、適時の支出ができませんでした。</p> <p>今後は、職員相互の確認体制を万全のものとし、事務の進捗管理と点検確認を行うとともに、管理職員によるチェックを徹底してまいります。</p>

船引高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(その他の収入事務) 授業料の収入事務に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 新入生の4月分授業料について、入学日にPTA会費等の諸納金とともに現金を預かり、校長名義の任意の「船校19年度入学生」預金口座に入金し、その後、同口座から払戻しをして現金等納付書により納入し、翌月に免除者に対して返金処理を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入学を許可した日 平成19年4月10日 2 調定年月日 平成19年4月10日 3 調定額 1,920,000円 (@9,600×200名) 4 県の収入とした日 平成19年4月24日 5 授業料 1,728,000円 <p>(過払い及び不足払い) 通勤手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 教員Aに係る通勤手当について、認定額の誤りに加え、高速自動車国道を利用しない日数が1月の勤務を要する日のうち7日を超えているにもかかわらず、高速自動車国道等利用職員とした場合の手当額を支給したため、過支給となっている。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり関係規定に基づき適正に行いました。</p> <p>平成20年度における新入生の4月分授業料については、福島県財務規則第63条第1項の規定により、現金を収納した日に指定金融機関に振り込むとともに、免除が決定した者に対しては、同規則第121条に基づき翌月に返金を行いました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう事務の適正な執行について、指導を徹底してまいります。</p> <p>左記の指摘事項につきましては、次のとおり返納の処理を行いました。</p> <p>平成19年度過支給額につきましては、3月例月給与で戻入しました。</p> <p>また、平成18年度過支給額につきましては、平成20年3月7日に収入調定を行い、同月24日に収入しました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう事務の適正な執行について指導を徹底してまいります。</p>

18年度	
正当支給額	632,409円
既支給額	952,500円
過支給額	320,091円
19年度	
正当支給額	455,385円
既支給額	617,575円
過支給額	162,190円

いわき総合高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(証紙収入) 証紙収入の事務処理に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 高等学校入学の誓約書に貼付された収入証紙について、消印されていないものがある。</p> <p>1年1組 40件 226,000円 (@5,650円×40件)</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行うとともに内部牽制機能強化を図りました。</p> <p>消印漏れが判明した日に消印を押印いたしました。</p> <p>今後は、職員相互の確認体制を万全のものとし、事務の進捗管理と点検確認を行うとともに、管理職員によるチェックを徹底してまいります。</p>

財務課施設財産室

検 討 事 項	検 討 状 況
<p>(契約) 県立学校における太陽光発電設備に係る電力受給契約締結の継続等について検討を求めた。</p> <p>相馬高等学校において、太陽光発電設備から発生する余剰電力を電力会社</p>	<p>左記の検討事項については、次のとおり検討しました。</p> <p>太陽光発電設備の設置効果については、環境教育・学習の目に見える教材として</p>

<p>に売電するために設置している電力量計（メーター）の取替工事を実施している。</p> <p>当該太陽光発電設備は、県内における地球温暖化対策の推進、新エネルギーの有効性のアピール、県民への導入の促進等のため平成14年度に設置し、平成15年度からは電力会社との電力受給契約に基づき売電しているものであるが、電力会社との電力量計に関する覚書により、当該電力量計は、県が計量法施行令第18条に基づき5年ごとに交換する必要があり、また、計量法第73条に基づき10年ごとに変成器を交換することとなっている。</p> <p>太陽光発電設備の設置効果については、自家消費による電気料金の削減効果はあると思量されるものの、売電の効果については、電力量計及び変成器の定期的な交換のための費用と平成15年度からの売電による収入などを勘案すると、費用対効果の観点からその効果は認められない。</p> <p>相馬高等学校の太陽光発電設備は、国庫補助の適用を受け設置されたものであるが、県の厳しい財政状況等を勘案すると、現在、太陽光発電設備を設置している橘高等学校など相馬高等学校以外の県立高校も含め、今後、県立学校における太陽光発電設備に係る電力受給契約締結の継続等について、経済性、有効性の観点から電力量計等の更新をしない方向で検討を要する。</p>	<p>生徒の興味・関心を抱かせる等の教育的効果が認められますが、売電については、費用対効果の観点からその効果は認められません。</p> <p>県立学校における太陽光発電設備の電力量計の更新については、平成20年度にいわき光洋高等学校で、平成21年度に橘高等学校で期限を迎えることとなりますが、今後、県立学校における太陽光発電設備に係る電力受給契約締結については継続しないこととします。</p>
--	--

監査公表第16号

平成20年 3月18日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

<p>平成20年 8 月12日</p>	
<p>福島県監査委員 小松山 善 継 福島県監査委員 加 藤 雅 美 福島県監査委員 野 崎 直 実 福島県監査委員 高 野 宏 之</p>	<p>福島県監査委員 小松山 善 継 福島県監査委員 加 藤 雅 美 福島県監査委員 野 崎 直 実 福島県監査委員 高 野 宏 之 平成20年 5 月30日 20 財 第 705 号</p>
<p>行政監査の結果に係る措置状況について（通知） 平成20年 3月12日付け19福監第817号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。 平成19年度行政監査において措置を求める案件（知事部局）</p>	
<p>監査委員所見</p>	<p>措 置 状 況</p>
<p>第3 監査の結果と意見 2 団体に対する執務場所等の提供について 1) 行政財産の目的外使用許可等（改善を要する事項） ア 団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合であっても、それぞれの団体が使用許可を受けなければならないことから、県は、当該団体に対し使用許可の手続きを行うよう、指導すべきである。（県北保健福祉事務所）</p>	<p>（県北調理師会） 平成20年度においては、県北食品衛生協会及び県北調理師会に対して指導を行い、それぞれの団体より申請を受け、平成20年 4 月1日付けで使用許可を行った。</p>
<p>3 団体に対する県の人的支援について 2) 県職員の団体の役職員への就任・従事状況 （改善又は検討を要する事項） 1 近年の従事承認の手続きを書面上確認できなかつた警察本部を始</p>	<p>通知等により制度の周知を徹底する。</p>

めとする各執行機関等の管理者にあっては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、洩れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。(人事G)

ウ 社会経済情勢の変化に伴い、県の庁舎内に事務局を置く任意団体が多種多様化し、県の業務との関係や県職員の支援についても様々な形態が見られる中で、本県では昭和52年以来、県職員が他団体の事務に従事する場合には、一律、従事承認の手続きを行うこととして運用されているが、現在、その取扱いは基準に具体性を欠いていたり、実態を反映していない取扱いが見受けられること、また、従事承認の手続きそのものが形骸化していること認められること等から、取扱いの基準を見直し、実効性のある制度運用が図られるよう検討する必要がある。(人事G)

4 団体に對する県費支出事務等について

2) 県費支出事務
ア 補助金及び交付金の交付事務
(改善を要する事項)

ア) 補助対象事業を、補助金交付要綱に明確に規定すること。
(生活交通G)

イ) 県が再補助を必要と認める場合には、県の補助金交付要綱に規定して、適正に行うこと。
(生活交通G)

平成20年度中に、全庁統一的な考えを踏まえ、他団体事務従事承認に関する運用について改正を検討する。

(福島県交通安全母の会連絡協議会、福島県交通対策協議会)
補助対象事業を補助金交付要綱に明確に規定した。

(福島県交通対策協議会)
再補助を認める旨、補助金交付要綱に明確に規定した。

ウ) 補助事業等の実績に係る確認は、団体傘下の支部へ配分した予算の執行分も含めて行うこと。
(一般廃棄物対策G)

エ) 県が交付金の再交付を必要と認める場合は、県の交付金交付要綱に規定し、適正に行うこと。また、県は、支部に配分した交付金に係る事業実績について充分な確認を行うこと。(道路企画G)

イ 負担金の支出事務

(改善を要する事項)
県は、負担金の支出に当たり、その必要性について十分検討し、適切に対応すること。(県政広報G)

3) 繰越金の状況

(検討を要する事項)
県が厳しい財政運営を強いられている中、多額の繰越金を有する団体が見受けられる実態を踏まえ、県は、財政的支援を受ける団体の繰越金の保有状況等を検証し、負担金、補助金等の財政的支援のあり方を検討すべきである。(県政G)

6 団体に對する県の支援等のあり方について

3) 今後の県の支援等の必要性

(福島県クリーンふくしま運動推進協議会)
平成19年度より、事業実績報告書に団体傘下の支部へ配分した予算の執行状況を報告する欄を設け、実績確認を行うこととした。

(福島県道路愛護会)
平成20年度事業から、交付金交付要綱に再交付に関する規定を追加するとともに、交付申請書や実績報告書に支部の活動内容を詳細に記載させることにより、活動内容の確な把握に努めることとする。

(福島県広報協会)
県の支出に関する重要な意思決定に当たっては、指摘の点を十分に踏まえ、適切に対応することとしたい(なお、当該負担金については、平成19年度より予算計上していない。)

各種団体への負担金、補助金等の財政的支援のあり方については、平成16年度に全庁的に見直しを実施するとともに、毎年度の事業評価や予算査定の際に各部署に対して見直しを求めてきたところであるが、厳しい財政状況を踏まえ、スプレッドレヴェー等での一層の見直しを行う。

(検討を要する事項)
ア 結果のアに掲げる9団体については、事実上休眠状態にあったり、主たる構成員が共通して、事業活動に類似性を有する団体が他に存在したり、また、事務局の移管が相当であると認められる団体があることから、県は、改めて今後の県の支援等のあり方を検討し、団体に對して必要な指導、要請を行うべきである。(消防保安G、普及教育G、流通消費G、会津地方振興局、県中農林事務所田村農業普及所、県南農林事務所、会津農林事務所、会津農林事務所会津坂下農業普及所)

(福島県少年婦人防火委員会)
平成20年度中を目前に廃止の方向で検討中である。(消防保安課)

(福島県徳農会)
役員会(平成20年3月13日)において事務局機能を会員に移管することが了承された。(農業振興課)

(福島県米消費拡大推進連絡会議)
今後、団体設立の趣旨を踏まえながら、団体の運営方法、県の果たすべき役割、支援の在り方等について、検討することとする。(農産物流通課)

(福島県市町村選挙管理委員会連合会会津支部)
平成19年12月19日開催の当支部臨時総会において、県の関与の在り方、団体運営の簡素効率化を踏まえ、連合会本部への統合を含めた当会の見直し検討を連合会本部へ要請する旨の議決を行った。このことについては、連合会各支部においても共通の課題として取り組まれており、連合会各支部においても、同様の議決を行っている。

これを受けて、連合会本部は、支部を廃止することとし、連合会役員会、総会に提案する予定である。(会津地方振興局)

(田村の若い「農」ネットワーク)
総会(平成20年2月26日)において事務局機能を会員に移管することが了承された。(県中農林事務所田村農業普及所)

(東西しらかわ青年農業者連絡協議会)
総会(平成20年3月18日)において事務局機能を会員に移管することが了承さ

れた。(県南農林事務所)

(会津方部青年農業者連絡協議会及びあいづ農業青年クラブ)
それぞれ総会(平成20年3月21日、平成20年3月26日)において団体の実態にあわせ規約の改正を行い、事務局の所在を会長宅とした。(会津農林事務所)

(会津坂下地方生活研究グループ連絡協議会)
総会(平成20年3月4日)において事務局機能を会員に移管することが了承された。(会津農林事務所会津坂下農業普及所)

(福島県道路愛護会)
平成20年度の事業実施までに、道路愛護会の活動と県の道路愛護関連事業を明確に区別し、道路愛護会の活動内容及び組織運営体制について整理するよう指導する。(道路計画課)

(『新時代の浜街道』連携推進協議会)
本会の設立目的である「陸前浜街道周辺地域の交流・連携を促進し、地域振興に寄与すること」に則り、宮城県や関係市町村・商工団体等会員相互の連携の強化や活動内容の充実を図るよう指導する。(高速道路室)

(県南地区民生委員協議会長連絡会)
今後の活動のあり方・進め方については、県内他地域の民生委員協議会長連絡会の活動等を参考にして、平成20年度の当会の総会において検討するよう要請する。(県南保健福祉事務所)

平成20年度中に任意団体に対する県の

イ 結果のイに掲げる4団体については、活動実態を見ると、活動の必要性が認められるものの県の事務と渾然一体として処理されているもの、活動内容が乏しいもの、活動内容が設立目的から変容しているもの等が見受けられることから、県は、各団体に對し、現在の活動実態を踏まえて、今後の会の活動のあり方・進め方等について改めて検討するよう、必要な指導、要請を行うべきである。(道路企画G、高速道路G、県南保健福祉事務所)

ウ 今回の監査では、監査の対象と

<p>した60団体のうち2割を越える13団体に対して、県の支援等のあり方について何らかの検討や見直しを求めたところであるが、このような監査結果となった要因として、行政財産の目的外使用許可や他団体事務の従事承認等団体に対する支援等に関し必要な申請等の手続き指導や審査については関係する部局が個々に行うものの、総合的に任意団体への支援等の必要性の検討を行っていないことや、また、団体が設立されて、ひとたび県の各種支援等が認められると、それ以降の県の支援等に関する審査が形式的になり、県の牽制機能が十分に発揮されていないことが挙げられるのではないかとと思われる。</p> <p>よって、団体を所管する所属において、適宜、支援のあり方について検証・検討することは勿論のこと、県は、団体の設立目的や取り組む事業、県施策との関連性などを踏まえながら、設立時や設立後一定の期間経過後に、任意団体に対する県の適切な支援のあり方を総合的に審査・検証する仕組みについて検討すべきである。(行政経営G)</p>	<p>適切な支援のあり方を総合的に審査・検証するための基本的考え方を整理する。</p>
--	---

監査公表第17号

平成20年3月18日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年8月12日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実

<p>福島県監査委員 小松山 善 継 福島県監査委員 加 藤 雅 美 福島県監査委員 野 崎 直 実 福島県監査委員 高 野 宏 之 様</p> <p>行政監査の結果に係る措置状況について (通知) 福島県教育委員会委員長 印</p> <p>平成20年3月12日付け19福監第817号で報告のありました行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。 平成19年度行政監査において措置を求める案件(教育庁)</p>	<p>福島県監査委員 高 野 宏 之 20 教財第 185 号 平成20年 5月30日</p>
<p>監査委員所見</p> <p>第3 監査の結果と意見</p> <p>2 団体に対する執務場所等の提供について</p> <p>1) 行政財産の目的外使用許可等(改善を要する事項)</p> <p>イ 県は、規約で定めている場所を事務局とするよう指導すべきである。なお、団体の全ての事務を県職員が行うために占有面積が発生せず、使用許可を受ける必要がない団体であっても、県は、県の庁舎内に事務局を置くことの是非を検討のうえ、適切に対処すべきである。(福島工業高等学校)</p>	<p>措 置 状 況</p> <p>福島県バレーボール協会事務局へ改善すべく指導を行い、平成20年4月1日より事務局所在地を規約第2条による理事長の自宅へと変更した。</p>
<p>3 団体に対する県の人的支援について</p> <p>2) 県職員の団体の役職員への就任・従事状況 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>ア 県職員が他団体事務に従事する場合、営利企業等従事の許可を受けなければ報酬を得ることができないことから、県は、改めて職員</p>	<p>平成20年3月10日付け19教振第841号「他の団体の事務への従事にかかる手続等の取扱いについて(通知)」により、全ての県立学校に対して指導するとともに</p>

<p>へ制度の周知を図る必要がある。(郡山東高等学校)</p> <p>イ 近年の従事承認の手続きを画面上確認できなかった警察本部を始めとする各執行機関等の管理者にあっては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、洩れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。(教育庁総務企画G)</p>	<p>に周知した。</p> <p>なお、当該校においては、平成20年3月24日の職員会議において制度の周知を図り、平成20年4月1日付けで届出を受け、すみやかに手続きを行った。</p> <p>上記前段のとおり措置した。</p>
--	---

監査公表第18号

平成20年3月18日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年8月12日

福島県監査委員 小松山 善 継	福島県監査委員 小松山 善 継
福島県監査委員 加 藤 雅 美	福島県監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 野 崎 直 実	福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之	福島県監査委員 高 野 宏 之
	福公委(会)第107号
	平成20年5月29日

福島県公安委員会委員長 関

行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成20年3月12日付け19福監第817号で報告のありました行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

平成19年度行政監査において措置を求める案件(警察本部)

監査委員所見	措置状況
--------	------

第3 監査の結果と意見

2 団体に対する執務場所等の提供について

1) 行政財産の目的外使用許可等(改善を要する事項)

ア 団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合であっても、それぞれの団体が使用許可を受けなければならないことから、県は、当該団体に対し使用許可の手続きを行うよう、指導すべきである。(白河警察署)

3 団体に対する県の支援について

2) 県職員の団体の役職員への就任・

従事状況

(改善又は検討を要する事項)

イ 近年の従事承認の手続きを画面上確認できなかった警察本部を始めとする各執行機関等の管理者にあっては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、洩れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。(警務課)

6 団体に対する県の支援等のあり方について

3) 今後の県の支援等の必要性(検討を要する事項)

イ 結果のイに掲げる4団体については、活動実態を見ると、活動の必要性が認められるものの、活動の事務と渾然一体として処理されるもの、活動内容が乏しいもの、活動内容が設立目的から変容しているもの等が見受けられることから、

団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合には、それぞれの団体から使用許可の申請を受け、許可をすることとした。

他団体事務に従事する場合の手續きについて、「職員が公益法人等の役職員等へ就任する場合の事務手續について(通達)」により、周知徹底を図りました。

本年度の定期総会で解散に関する議題を提案する予定となっております。

県は、各団体に対し、現在の活動実態を踏まえて、今後の会の活動のあり方・進め方等について改めて検討するよう、必要な指導、要請を行うべきである。(冊倉警察署)

監査公表第 1 9 号

平成20年 3 月18日監査公表第 6 号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年 8 月12日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 野 崎 直 実 之
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 教財第 181 号
 平成20年 5 月30日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美 様
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 関 田 啓 一
 財政的援助等監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成20年 3 月12日付け19福監第818号で報告ありました財政的援助等監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査対象法人等 財団法人 福島県自然の家
- 2 所管部局 教育庁(生涯学習領域)
- 3 検討事項及び検討の状況について

検 討 事 項	検 討 状 況
「検討事項」 郵便振替による施設使用料の郵便振替手数料について、各自然の家に異なる取扱いとなっている。利用者に対する公平の観点から振替	「いわき」、「会津」の両自然の家において、既に振替手数料を利用者負担としている。 自然の家の利用に関し、郵便振替が利

手数料の負担について検討を要する。

- ・利用者負担 いわき海浜自然の家
会津自然の家
相馬海浜自然の家
郡山自然の家

用されているのは、基本的に利用料金、シート代及び食事代などの直接利用の部分であるため、利用者本人の希望により現金払い(当日払い)ではなく振替(後日払い)を希望する場合は、平成20年度より4施設全てにおいて振替手数料の利用者負担をお願いすることとした。

- 1 監査対象法人等 2009年FISフリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会組織委員会
- 2 所管部局 教育庁(生涯学習領域)
- 3 指摘事項及び措置の状況

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 事務事業の計画的執行に欠け適切でないものがある。 「事実」 組織委員会の平成18年度事業の当初計画において対象外であった、モーグル、デュアルモーグルの種目が事業対象に組み入れられ事業内容も大きく変更されたことから、本来は事業計画変更及び補正予算の措置について組織委員会議で議決すべきところ、その手続を行わず事業を実施している。	左記の件については、平成19年度第3回組織委員会議(H19.8.29)において報告後、財務計画の見直しを実施した。新財務計画は、第6回組織委員会議(H19.10.25)において承認され、併せて、大会運営の状況変化等が生じた場合の処理として、補正予算を迅速に行うとともに、予算の執行管理を含めて会計処理の適正化を図ることで了解された。 県としては、2009年FISフリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会組織委員会規約ほか関係規程を遵守し、事務執行の管理体制を強化するよう指導した。